

令和6年度市内事業者等における再生可能エネルギー等導入可能性調査業務委託に係る企画提案競技（プロポーザル）実施要領

1 業務名

令和6年度市内事業者等における再生可能エネルギー等導入可能性調査業務

2 業務目的及び内容

別紙「市内事業者等における再生可能エネルギー等導入可能性調査業務仕様書（案）」（以下「仕様書」という。）のとおり。

なお、本事業は、経済産業省資源エネルギー庁「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」の補助制度により実施するものである。

また、当該補助金の交付が決定しなかった場合、本告示を無効とする。

3 予算上限額

11,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、「2 業務目的及び内容」に記載する補助金の交付決定額により予算上限額は変動する。

4 契約期間

契約締結の日から令和7年2月7日（金）まで。

5 企画提案競技参加資格

告示第503号（令和6年4月12日）に定められた資格要件のとおり。

6 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。

| 内 容             | 日 時                   |
|-----------------|-----------------------|
| 告示              | 令和6年4月12日（金）          |
| 企画提案要領説明会       | 令和6年4月19日（金）          |
| 参加申出書提出期限       | 令和6年4月24日（水）午後5時15分まで |
| 企画提案競技参加決定通知    | 令和6年4月26日（金）          |
| 質問受付期限          | 令和6年4月30日（火）午後5時15分まで |
| 質問回答            | 令和6年5月7日（火）           |
| 企画提案書提出期限       | 令和6年5月15日（水）午後5時15分まで |
| プレゼンテーション審査     | 令和6年5月27日（月）（予定）※     |
| プレゼンテーション審査結果通知 | 令和6年5月下旬（予定）          |
| 契約締結            | 令和5年6月上旬（予定）          |

※ プレゼンテーション審査は、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金の交付決定後に実施する。

## 7 企画提案要領説明会

(1) 開催日時

令和6年4月19日（金）午後4時から

(2) 開催場所

鹿児島市役所 みなと大通り別館4階 401会議室

なお、Microsoftが提供するWeb会議サービス「Microsoft Teams」を用いてのオンライン参加も可とする。

(3) 参加を希望する場合は、令和6年4月16日（火）午後5時15分までに、出席を予定する者の事業者名、役職及び氏名について「16 本業務担当課」に記載の電子メールアドレス宛に連絡すること。電話での参加申込は受け付けない。

(4) オンライン参加申込

説明会へのオンライン参加を希望する場合は、令和6年4月16日（火）午後5時15分までに、「16 本業務担当課」に記載の電子メールアドレスに企業・団体名及び参加のための必要情報（ミーティングURL等）を受領する電子メールアドレスを連絡すること。

令和6年4月17日（水）午後0時までにミーティングURL等を電子メールにて送付予定。

(5) 当該説明会への出席は企画提案競技参加のための資格要件ではない。

## 8 企画提案競技参加申出書の提出

(1) 提出期限

令和6年4月24日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間の時間を除く。）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送（提出期限内必着）

(4) 提出場所及び問い合わせ先

「16 本業務担当課」に同じ

(5) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。共同企業体にあつては、代表構成員はアからサまでの書類を、代表構成員以外の構成員はイからサまでの書類を提出すること。ただし、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録されている者は、オ、キ及びクの書類の提出を省略することができる。

ア 企画提案競技参加申出書（様式1）

イ 会社概要（様式2）

ウ 業務等実績調書（様式3）

類似業務の実績を添付すること。なお、過去5年間（令和元年以降）に、国補助等の活用又は地方公共団体の発注による業務が含まれている場合は優先して記載すること。

エ 資本関係又は人的関係のある法人に係る申出書（様式4）

オ 暴力団排除に関する誓約書・同意書（様式5）

カ 使用印鑑届（様式6）（印鑑証明書と同じ印を使用する場合は不要）

- キ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（提出日前3月以内に発行されたもの。原本に限る。）
- ク 印鑑登録証明書（提出日前3月以内に発行されたもの。原本に限る。）
- ケ 市税に滞納がないことが確認できる証明書（鹿児島市内に営業所がない場合等で、本市への納税義務がない場合は、本市内を担当する事務所が所在する市区町村発行の「市区町村税」納税証明書とする。提出日前3月以内に発行されたもの。原本に限る。）
- コ 税務署が発行する「消費税及び地方消費税」納税証明書（未納額のない証明用）（提出日前3月以内に発行されたもの。原本に限る。）
- サ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の写し（直近1か年のもの。半期決算の場合は2期分）

(6) 注意事項

参加申込者はアからサまでの書類を順番に（共同企業体の場合は事業者ごと）クリップ留めして提出すること。また参加申込み後に辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。

## 9 企画提案競技参加資格の審査及び通知

企画提案競技参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和6年4月26日（金）までに通知する。

## 10 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年5月15日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 受付時間

「8 企画提案競技参加申出書の提出」に同じ

(3) 提出方法

「8 企画提案競技参加申出書の提出」に同じ

(4) 提出場所及び問い合わせ先

「8 企画提案競技参加申出書の提出」に同じ

(5) 提出部数

正本 1部 副本 10部

副本には企業名（略称を含む）、住所、社章等の企業名が判別できる記載を行わず、企画提案競技参加依頼で示すアルファベットの略称を用いること。

(6) 提出書類

ア 業務の実施体制（様式8）

イ 業務の実施手法（A4版、様式任意）

次の内容を盛り込むこと。

- ・ 実施にあたっての全体スケジュール
- ・ 実施手順（フロー）
- ・ 実施に当たっての人員配置やその役割

※ 再委託を必要とする場合、業務の範囲、理由、予定金額を記載すること。

#### ウ 企画提案書（A4版、様式任意）

仕様書を参考に業務について企画提案書を作成し提出すること。なお、作成にあたっては次の項目を盛り込むこと。

- ・ 業務の実施方針
- ・ 本市の現状の把握の手法
- ・ 推進する分野の整理の手法
- ・ ステークホルダーとのコンセンサスの手法の検討方法
- ・ 推進する手法の整理方法
- ・ 推進による効果・懸案事項の整理の手法
- ・ 脱炭素モデル・ロードマップ案の方向性
- ・ 成果品の見本

また、仕様書に記載の内容は本業務を実施するうえで最低限必要な事項であり、企画提案書には仕様書の内容に加えて効果的な提案事項等を可能な限り具体的に記載すること。

また、仕様書に記載されている業務内容と整合しない内容が企画提案書に記載されているときは、参加が無効となるので注意すること。

#### エ 見積書（様式任意）及び積算内訳書

### 11 質問の受付及び回答

本委託業務に係る条件や応募手続きについて質問がある場合には、下記の要領にて質問を受ける。

#### (1) 受付期限

令和6年4月30日（火）午後5時15分まで

#### (2) 質問方法

質問内容を質問表（様式9）に記載し、件名を「企画提案競技に関する質問」とした電子メール（宛先 saiene@city.kagoshima.lg.jp）にて提出すること。

#### (3) 回答方法

令和6年5月7日（火）までに、本市ホームページ上に掲載する。

### 12 委託業者の選定方法

委託業者の選定は、参加資格を確認した上で、鹿児島市環境局環境部における業務委託等契約業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、その結果を基に総合的に評価を行い、最適な業者を選定する。

なお、企画提案書提出者が多数の場合は、書類審査によりプレゼンテーション審査の参加者を選定したうえで、その結果を通知する。

また、プレゼンテーションについては、省略する場合がある。

#### (1) プレゼンテーション審査

参加者は、提出した企画提案書の内容に基づき、プレゼンテーション審査を行う。

ア 令和6年5月27日（水）（予定）。詳細は、申込者に対し後日通知する。

イ プレゼンテーションにあたっては、企画提案書についての説明を中心とし、追加資料の

提出は認めない。

ウ プレゼンテーション時に企画提案書の記載内容を抜粋したパワーポイントを作成して説明しても差し支えない。

エ プレゼンテーション審査は、鹿児島市内に主たる事業所又は営業所を有しない参加者が代表構成員を務める場合、Microsoftが提供するWeb会議サービス「Microsoft Teams」による参加を認める。なお、審査の詳細は、申込者に対し後日通知する。

(2) 審査項目及び評価基準

提案内容の審査項目及び評価基準は次のとおりとする。

| 審査項目 | 評価基準  | 配点  |
|------|---|-----|
| 実施体制 | 業務を適正に遂行できる実施体制（人員、スケジュール等）が提案されているか。   | 5点  |
|      | 業務実施予定者が類似業務経験を有しているか。  | 5点  |
| 提案内容 | <b>【実施方針】</b><br>委託の内容に沿った提案（独自提案を含む）となっているか。   | 20点 |
|      | <b>【調査手順】</b><br>本市の現状の把握の手法は、現状を的確に整理可能なものとなる見込みか。                                     | 10点 |
|      | <b>【推進する分野の整理】</b><br>推進する分野の整理の手法は、ヒアリング等を実施する分野や市内企業等の規模が示されており、的確に抽出・分析可能なものとなる見込みか。 | 20点 |
|      | <b>【ステークホルダーとのコンセンサス】</b><br>コンセンサスの手法は、ステークホルダーとの円滑なコンセンサスが可能なものとなる見込みか。               | 30点 |
|      | <b>【推進する手法の整理】</b><br>推進する手法は、本市の特性を踏まえた検討がなされるか。                                       | 10点 |
|      | <b>【効果・懸案事項の整理】</b><br>効果・懸案事項は、コスト面だけでなく、多方面の要素を加えた検討がなされるか。                           | 20点 |
|      | <b>【脱炭素モデル・ロードマップ案の方向性】</b><br>本市における今後の取り組みの方向性が具体的で実施可能なものとなる見込みか。                    | 20点 |
|      | <b>【成果品】</b><br>成果品（調査結果報告書や脱炭素モデル、ロードマップ案）は明瞭なものとなる見込みか。                               | 10点 |

(3) 選定結果

契約予定者決定に至った経緯及び評価点の公表は行わないものとし、結果についての異議申立ても受け付けない。

なお、一定の評価基準に達しないなど適切な提案がないと判断される場合には、契約予定者の決定を行わないことがある。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、書面にて個別に通知する。なお、決定に対する異議は一切認めない。

(5) 企画提案競技の延期等

プロポーザルを公正に執行することができない状態にあると認めるとき、並びに不慮の都合により、当該プロポーザルを延期し、又はこれを中止することがある。

なお、延期、中止した場合においても、当該プロポーザルへの参加のためにそれまで要した費用について、本市でその負担に応じることはない。

### 13 業務の委託方法

- (1) 選定委員会で選定されたプロポーザルの提案者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託する（随意契約）。
- (2) 選定された者が、告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。
- (3) 契約締結前に、業務内容等の具体的協議を行うこととする。協議により、企画提案で示された内容を一部変更することがある。
- (4) 契約にあたっては、予算の範囲内において改めて契約予定者と見積り合わせを行う。

### 14 無効となる提案

提案が以下の条件のいずれかに該当する場合には無効とする。

- (1) 企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの
- (2) 本要領に違反している又は適合しないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 提出書類について、金額、氏名その他重要な文字・語句が誤脱したもの又は不明確なもの
- (5) 本要領に定められた以外の方法で、関係者に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (6) その他、審査や評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの

### 15 提出書類の取扱い

提出書類の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出された申出書等は返却しない。
- (2) 企画提案競技参加者が参加に要した費用については、全て当該企画提案競技参加者が負担するものとする。
- (3) 提出された申出書等は、審査及び説明の目的にその写しを作成し使用することができる。
- (4) 提出された申出書等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (5) 前号により公表する場合、申出書等の写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 提出された書類について、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。

16 本業務担当課

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市環境局環境部再生可能エネルギー推進課（みなと大通り別館4階）

TEL 099-216-1479 FAX 099-216-1292

Email [saiene@city.kagoshima.lg.jp](mailto:saiene@city.kagoshima.lg.jp)